

留寿都村新型インフルエンザ等対策行動計画

(資 料)

平成 27 年 9 月

留 寿 都 村

目次

1. 留寿都村新型インフルエンザ等対策本部条例	1
2. 留寿都村インフルエンザ等対策本部組織図	2
3. 各部の役割	3
4. 特定接種の対象となる業種・職務について	5
5. 用語解説	6

資料 1

留寿都村新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成 25 年 3 月 4 日条例第 3 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、留寿都村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

留寿都村新型インフルエンザ等対策本部組織図



資料3

各部の役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各部が連携を取りながら全庁的な取り組みを行います。

担当部局	事業内容
各 部 局 共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の村内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策の各課の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること ・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること ・ 関係機関との連絡、調整に関すること ・ 所管施設の運営管理・閉鎖等の措置に関すること ・ 所管施設・団体の感染防止に関すること ・ 所管施設の消毒等に関すること ・ 行事及び民間事業等の自粛の要請に関すること ・ 多数が集まるイベント等の自粛の要請に関すること ・ 新型インフルエンザ等外来に関する公共施設の使用に関すること ・ その他、新型インフルエンザ等対策本部の決定事項に関すること
保 健 医 療 部 (保健医療課) (留寿都診療所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道対策本部との連携に関すること ・ 対策本部、対策会議の運営に関すること ・ 情報の収集に関すること ・ 報道機関との連絡・調整に関すること ・ 北海道、他町村、警察署、保健所、各関係機関、医師会等との連絡に関すること ・ 抗インフルエンザウイルス薬の提供要請、予防内服等に関すること ・ プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン予防接種に関すること ・ 予防接種を行う会場の確保に関すること ・ 村民の要望等の連絡調整に関すること ・ 相談体制の編成、村民相談窓口の開設及び村民相談対応に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資機材の準備に関すること
総 務 部 (総務課) (出納室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道対策本部との連携に関すること ・ 北海道、他町村、警察署、保健所、各関係機関、医師会等との連絡に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策関係予算等の財務に関すること ・ 職員の服務、出勤状況の把握に関すること ・ 庁舎等の警備及び管理に関すること ・ 庁舎内の感染予防対策に関すること
企 画 部 (企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用非常食の備蓄と供給に関すること ・ 村民への情報提供に関すること

企 画 部 (企 画 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客への感染防止のため事業者との連絡調整に関する事 ・警察署との連絡調整に関する事
住 民 福 祉 部 (住 民 福 祉 課) (子どもセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届受理事務及び対策本部との連携に関する事 ・遺体の安置及び火葬に関する事 ・感染性廃棄物の処理に関する事 ・在宅援護者(透析患者等)の通院に関する事 ・感染が疑われる症状がある乳幼児に対する受診の指導に関する事 ・在宅援護者(高齢者・障がい者等)の支援に関する事 ・所管する施設の臨時休業及び休業中の対応に関する事
産 業 部 (産 業 課) (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、小売業団体等に対する生活必需品の安定供給の要請に関する事 ・民間企業等への就業制限要請に関する事 ・動物(家きん・家畜等)の不審死への対応に関する事 ・電気、ガス等の供給保持等の連絡調整に関する事 ・所管する施設の臨時休業及び休業中の対応に関する事
建 設 部 (建 設 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定供給に関する事 ・水道関係情報の収集及び記録に関する事 ・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関する事 ・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事 ・交通機能の維持・車両の確保に関する事
教 育 部 (教 育 委 員 会)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する学校の感染防止対策に関する事 ・児童・生徒のり患状況の把握及び関係機関への報告に関する事 ・感染が疑われる症状がある児童・生徒に対する受診の指導に関する事 ・所管する学校の臨時休業及び臨時休業中の対応に関する事
支 援 対 策 部 (議 会 事 務 局) (税 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関する事 ・各対策部への支援に関する事

資料 4

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者です。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照願います。

用語解説（政府行動計画より）

※五十音順

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類されます。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指しています。）

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関： 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関： 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関： 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関： 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定します。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果があります。

個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要があります。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされています。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。

致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定されます。

パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。